

宇治田原町審議会等傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し審査会等の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室するものとする。
- (2) 会議の傍聴を希望する者が会場の定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

2 会場を傍聴する場合の注意事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場での写真撮影、録画、録音等（以下、「撮影等」という。）は、会議の進行の妨げや他の傍聴人に迷惑を及ぼさない範囲で行うこと。
- (5) 審議会等が、個人情報保護の観点等から、あらかじめ撮影等を禁じる決定を行った場合、及び会議中において撮影方法等の変更又は撮影等の中止を求めた場合は、それに従うこと。
- (6) 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序

- (1) 傍聴者は会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に遵守すべき事項に違反したときは、注意し、なおかつこれに従わないときは、事務局は当該傍聴者を退場させることができる。